

総務常任委員会会議録

[平成22年11月26日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成22年11月26日
午前10時00分 開会
午前10時53分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	田 村 覚
総 務 部 長	喜 田 憲 康
財 務 部 長	岡 田 昌 史
市 長 公 室 次 長	中 田 眞 一 郎
総務部次長兼選挙管理委員会書記長	入 谷 修 司

財 務 部 次 長	土 井 本	環
総 務 部 総 務 課 長	佃	信 夫
財 務 部 財 政 課 長	神 代	充 広

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第76号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について…………… 5
- ② 議案第77号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について…………… 10

III. 会議録

総務常任委員会

平成22年11月26日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前10時53分)

○出田裕重委員長 おはようございます。

この定例会から役員改選ということで、皆さん方もごらんとおりでございますけども、引き続き委員長としてお世話をいただくことになりました。引き続きの委員の皆様方と事務局さんには御協力をいただきまして、執行部の皆さんにも引き続き真摯な対応をとっていただきたいと思っております。

少し個人的な話をしますけども、先週加西市の事業仕分けを私ひとりで見えまして、そこで感じたんですけども、事業仕分けということで皆さん方いろんなイメージをもたれてると思いますが、やっぱり仕分け人といってもこの議会においては、やはり委員の皆さんであって、本来議会がやるべきものかなというところは感じました。ただ、執行部ではですね、自分らで事業を選んであらかじめ精いっぱい準備をして仕分け人の方々に事業の説明をしていると。で、委員の皆さん方の後ろにはですね、市民判定員という方々がおりまして、ここでいえば傍聴席になると思うんですけども、一緒になって事業の評価をしてると。で、一番感じたのは、やはりそのテーブルの上にはですね、政治的な話がなかったなというところで、またそれもいいことかなと思いました。ただこの議会においては、やはり政治的な思想や地域的な意見もあると思いますので、やはり議会は大事だなということ改めて感じてまいりました。それだけ委員会という立場も事業仕分けの仕分け人よりも我々は重たい職責を背負っておると思っておりますし、執行部の方々も引き続きそういう認識で委員会に挑んでいきたいなという個人的な感想であります。最初に冒頭のごあいさつとさせていただきます。

1年間という任期でありますけども、引き続きよろしく、熊田副委員長とともに運営してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、長くなりましたが、執行部あいさつよろしくお願ひします。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

今、委員長さんからもお話がありましたように、役員が改選をされまして、また陣容も新しくなったということで、きょうは最初の総務常任委員会ということでございます。我々のほうからも皆さん方に今後また1年間よろしくお願ひを申し上げたいというふうにして思っております。我々もできるだけ真摯には対応しているつもりでございますが、皆さん方まだまだ評価が薄いのかなという思いもいたしますが、これからやっぱり委員さんの御意見もよく聞きながら、今後も対応させていただこうと思っております。

きょうは本会議で付託されました案件でございますので、どうかよろしくお願ひを申し

上げたいと思います。

1. 付託案件

- ① 議案第76号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出田裕重委員長 市長につきましては欠席の連絡をいただいております。

それでは、ただいまから第36回定例会において、当委員会に付託された議案のうち、議案第76号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略いたします。

議案第76号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、柏木委員。

○柏木 剛委員 単純な質問です。これは要するに12月のボーナスを2.1から2.05ということだと思えるんですけども、これによる総減額というんですか、人件費の減額というのは幾らになりますか。この12月だけでいいです。

○出田裕重委員長 はい、総務課長。

○総務課長(佃 信夫) 申しわけございません。特別職の方々に対する減額の影響額については、ちょっと今データがございませんので、また後ほど調べさせていただいて、

御報告させていただきたいと思います。

○出田裕重委員長 すぐでません。今計算できませんか。ちょっとしよってください。
はい、総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 千円単位ではございますが、今私の手元にある資料で御説明申し上げますと、市長、副市長の分で、給与で38万5,000円、手当で19万8,000円。減額分ということでよろしいんですね。教育長の分で、給与で15万4,000円、手当で19万8,000円。再度また詳細調べますが、今私の手元ではこういう数字かなと思っております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、大体100万程度と。これ12月分としてですか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 10月以降3月までの分ということでございます。

○出田裕重委員長 ほかに。

質疑はございませんか。

そしたら、課長あとで資料焼いて持って来てもらえますか。はい、お願いします。

北村委員。

○北村利夫委員 今このいわゆる本給部分の話であったと思うんですけども、いわゆる市長と、今議会でもちょっと問題提起されてるんですけども、いわゆる広域とかいう、そういうところ行ったときの報酬、この考え方は執行部としてはどういう考え方をしておられるのか。

○出田裕重委員長 はい、総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま御質問あった内容については、例えば淡路広域行政事務組合とか、いわゆる一部事務組合の特別職並びに議員の方々の報酬ですよね。当然その規定によってですね、定められておりますので、それについては、もちろんその規定に基づいて支給されるべきであると考えております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 当然そうなんですよね。そやから、今後の考え方はどないかなというのは、今議会内ではそないして行くやつについては、自粛しようかどないしょうかというような話し合いが今されてる最中なんです。というのは、もちろん相手さんがあることやから、相手さんとの意向も確認しながらやけども、南あわじ市の議会としてはどないしよかと。まず、そやから向こうへ行って問題提起するんですけども、その提起するに対して、この当市としては、まだもちろん結論は出てないんですけども、どないするんかな。というのは、今財政が厳しい云々どうのこうのというてる時期に、一部事務組合とかそういうやつについては、3市がちゃんといけば、条例改正すれば別に出さなくてもいいわけやから、そしたらそういう条例改正まで踏み込んだ中で、財政的な部分も含めて、また今の世間の風潮も含めて、提出をすべき時期に来てるんじゃないかなというふうに個人的には思ってますんで、いわゆる執行部としたら今後それどういふ対応するのか、いやほんなんいままで通りいくんやと言うんか、そこらの見解を聞きたいということなんです。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） この話は今に始まったことじゃございませんで、3、4年前から議会から選出されるものについての報酬についていかがするかという話は出ておりました。それで、そのときにゼロにするという話で研究をさせていただいたんですが、地方自治法上は議会の議員さんについては、報酬を支払わなければならないというふうになっておりますので、その時点でできるだけ減額をして、もう必要最小限度のものにしようということで、今そういうふうにしてるわけで、それに合わせた管理者手当等についても減額をして対応しておりますので、議員さんが報酬について返上するということはできないのではないかなというふうな思いはいたします。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 できないいうよりも、一部事務組合のときに南あわじ市やな、まだ合併してないとき、西淡と南淡町、一部事務組合がやってるときに一時条例改正してゼロにしたという経過があったと思います。そういうことで、支払わなければならないというのは、条例をなくしたら別に支払いの必要ないわけやから、そうして、ただ限りなくゼロに近いようにすると、あとは一つは供託してそれで済んだら市に戻すという方法もあるやろうから、する気やったらできるんやけども、ただ考え方としてどないですかいうて聞いている

んです。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そこらも一度、もう一度調べてみますけども、支払わなければならないというのに条例でゼロにするというのは、法律の趣旨に反しておるような条例かも知りませんので、その面も踏まえては、もう一度研究はしてみますが、以前そういうことがあって、研究した結果、これ広域で研究した結果です。県にも聞いて、結果、支払わなければならないので、できるだけ減額をした、もう最小限の手当てにするということで今動いてるわけですから、それぞれの条例によってゼロにしたら法律の趣旨にも当てはまるのであれば、そのようには考えたらいいんだろうというふうには思いますが、今現在はそういう検討の結果で最小限度の報酬は受け取っていただく。その議会の議員の報酬に見合う管理者手当ということで、最小限にしてるというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、いわゆる議会の議員の報酬に見合ったやつをいわゆる管理者はもらってると。ほんだからあくまでも基本は議員側ですか、これは。報酬の決定額は。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 議員からそういうふうな御提案があったときに、そういう検討をして、結果を出してるわけですので、また、今我々としては、改めてそういうものの協議はしたことはないわけなんです、議員さんのほうからそういう提案があれば、またそのときに研究を重ねて、3市ともどもそういうふうにはしたらいいんじゃないかと思えます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、これは執行部に対してこないしてあないしてという話違うんやな。今議会としてはこういう話してんねんけども、執行部側としてはどういう思惑、思いがあって今おられるんかなと。で、今後どないされるんかなとこのことを確認してるだけの話だから。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今のままで我々としては何もかえる必要はないというふうには考えております。ただ、新たなその提案が出てくると、それはそれなりに対応はさせていただきます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、議会側から執行部に対して、いやいや幾らにせえ何せえいう話では今ないわけよな、これ。今議会として今こういう話あんねんけども、執行部側やったらその話どない思うんかなという単純なことなんよ。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） それは3年前か4年前かに検討した結果が、今になってるわけなんで、私どもとしては、何ら今のところかえる必要もないというふうには考えております。

○出田裕重委員長 ほか、ないですね。
はい、総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほど柏木委員から御質問があった今回の影響額でございますが、手元の資料でちょっと試算をさせていただきますと、今回の期末手当の支給額が0.05カ月減額、マイナスなるということでございますので、その3役の報酬の給料のですね、額については、合計で11万7,150円でございます。

○出田裕重委員長 よろしいですか。

そういう質問が想定されると思いますので、やはり準備をして、答えられるようにということで、私も冒頭ごあいさつさせていただいたつもりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほか、ございませんので質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第76号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第77号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○出田裕重委員長 つぎに議案第77号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 一般職の給料の号級等々の給についてお尋ねするわけですが、1級から7級までの給であってですね、ほんで職階制度というか、部長職が7、9で給与支給されるところと思うねんけどよ、その辺の、その例えば次長が6とか主幹が何やとか課長がどういう、ちょっとその辺だけ、ちょっと冒頭に教えていただきたい。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長(佃 信夫) それでは、上のほうからというか、私ども現在1級から7級制ということで、一般行政職については格付をさせていただいておりますが、7級は先ほどおっしゃった部長のみということでございます。で、6級には次長と課長、それと5級には主幹と一部の課長、課長になったときは5級でなる方が多いと思いますが、経験1年50歳で6級に昇格というような基準がございます。あと、4級以下はいわゆる管理職以外の職員ということで、4級が課長補佐、3級が係長、1、2級がほかの主事、主任ということでございます。あ、主査ということでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこでですね、管理職手当ちゅうのは、そもそも課長職以上が、その辺管理職手当の支給。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） すいません、管理職手当につきましては、主幹級以上ということになっておりまして、主幹が9パーセント、で、課長が13パーセント、次長が14パーセント、部長が16パーセントでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も公務員、長いことさせていただいて、ほんとに高度成長時代はどんどんどんどん給与のベースアップがあった。今は非常に社会経済が厳しい状況下において、公務員たるものの給与がどんどんどんどん引き下げる傾向にあるというような社会経済、今の経済というのは私は非常に残念に思うんです。

ほんで、やはり南あわじ市内において、ほんとに優秀な新人職員が、例えば国公立出たり、有名な私学から出たような方が、どんどんどんどん雇用の場として、こういうような行政職にされとると。ほんで、そこでやはり生活給というかですよ、そういうあたりのその定期昇給、定昇というかよ、ベースアップよ、ここらは僕はしっかりと担保してあげていただきたいなど。ほんで今当然、管理職は管理職手当いただいとうけんど、やっぱり定昇なんかないような状況であると思うんやね。ほんで、かといって、その辺のその若い子育てされるようなところへの定昇というのは、しっかりと確保されとんのですか、今の状況では。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） このたびの人事院勧告によりまして、そういった若くて、例えば子育てをしたり、これから次代を担う職員の方々については、その給与の昇給カーブについては、以前のままとするか、適正な額で昇給しておりますけども、50歳以上になりますと、その昇給カーブが鈍ってきまして、しかも今回、このたびの人勧でも、55歳以上になりますとですね、かなり厳しい、鈍化しているというような状況でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしたら号級でですね、定期昇給のときの号級のアップっちゅうたら大体4号級ぐらい、平均で職員でその辺の号級の昇格ちゅうか昇級については、どういふふうな対応をされとるんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 基本的には4号級というか、今の勤務成績が良好の場合は、1年たつと4号級昇級ということでございます。で、今、人事評価制度を試行している段階でございますけども、これが確立されますと、その評価に基づいた中で、優秀な方については、8号まで昇級できるような制度となっております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今一律4号級で昇級してますわね。ほんで、人事評価制度ができれば、先ほど課長が言うのとったように、優秀な奴に対しては、8号級までの昇級が可能であるというようなことになつとうと思ふんやけど、そこら、私はね、市内の非常に優秀な職員の方々が、やはり生活給というか、子育て世代のときには、それなりの昇給をしたっていただきたいなというような思いがあんのですわ、副市長。そこら副市長のお考えはどうでしょうか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 谷口委員の御意見は、私どもにとっては非常にうれしいお話なんですけど、現下の社会情勢を考えてみるときに、やはり民間給与に準拠するというような人事院勧告でございますので、やっぱりそれは甘んじて、我々としても受けざるを得ないということも思います。特にこういう地域経済ということを見ると、やはりまだまだそれでも公務員というのは高給というようなイメージがありますんで、それで満足は今していかなければいけない時代ではないかなというふうには思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今から一般職の方々もよ、人事評価制度に基づいて、試行でなし、試行か何かやられるのやね、今から。だからそれをすることによって、そういう号級の昇級

をよ、かえようというようなお考えはあるんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま申したように、現在、一般職については、試行ということでございますが、まだその制度が確立ができていないものでございますので、できましたら、当然その、最終的には昇級なり昇格に反映させていきたいと思っております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほら民主党政権でも公務員の総人件費2割削減とかいう非常に大きな公約というか、そこら。ほんで、かといって、みずからの議員の歳費等々については、なかなか議員の定数の削減すら前にいかんような状況下にあんねんけど、できるだけ厳しい財政状況といいながらよ、今回でも公債費の前倒しの借金返済であるとか、基金の積み立てとかいうて、部長、今回7億やったっけ、結局借金の返済と基金のあれ、具体的な数字幾らでした。

○出田裕重委員長 その話がこれに関連するならどうぞ。させるようにしてくださいと。これは僕からのお願いです。
はい、財政課長。

○財政課長（神代充広） 基金積み立てが3億3,000万であったと思います。それと、繰り上げ償還の追加分で4億2,000万程度。合計7億5,000万程度でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市もね、そうして財政健全化に向けて粛々とよ、計画どおり着実にやっていたらとると。ほんで、今の情勢下において、ほんとにこう、職員の、私はね、優秀な、やはり市内の優秀な方々がしっかりと南あわじ市で受け皿としてよ、地域の子供たちが就業できるような場を確保するためにもよ、できるだけそういうような方向で、あんまりカットカットカットカットいうて切るばかりじゃなしに、きちっと生活給のところ辺はよ、できるだけ配慮をしてあげていただきたいなという、このような思いがありますんで、これはもう答弁要りませんが、こんで終わりますわ。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、人事院勧告、民間の国家公務員に準拠するところで、そういう法律に準拠しての改正というふうに改正理由はあるのですが、で、それが給与改定と期末と勤勉手当ということで、3つに分かれてると思うんですが、これはその人事院勧告に基づいて南あわじ市はこうなるとるわけですけど、これは大体、県下、大体一律の考え方が一般的にやられるもんなんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほど柏木委員がおっしゃったように、人勧準拠というのが基本的なスタンスでございますが、ただ、細かいところですね、については、職員労働組合との交渉によってですね、若干かわってくることはございますが、基本的には人勧準拠ということで、各団体も対応いたしております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 じゃあ、今回具体的にはどんな感じですか。南あわじ市は。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 南あわじ市におきましては、このたび、人勧のこのたびの行使については、例えば月例給の引き下げ、また現給保障額の引き下げ、55歳を超える職員の給料や手当関係を当分の間、1.5パーセント減額。それと、4月から11月分の差額を解消するために、4月の給与に調整率を0.28パーセントをかけて、それから得た額については、12月の期末勤勉手当から減額するということと、それと大きなものとしまして、期末勤勉手当を0.2カ月減額ということでございます。で、それについては、基本的に南あわじ市においても、人勧準拠となっておりますが、例えば、4点目に申し上げた4月から11月分の差額を解消するため、4月の給与にさかのぼって0.28パーセントを減額するというところで、これは組合交渉によりまして、管理職はその人勧どおり0.28パーセント下げましたが、一般職、先ほど谷口委員からもおっしゃっていただいたように、若年層の生活の給が必要などにつきましては、0.1パーセントを4カ月というような調整を図っているところでございます。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 内容の話よりも、私はもう単純にほかに比べてどうですかという質問だったんです。具体的に今回の場合ですね。ほかと比べてという質問なんですけどね。

○出田裕重委員長 他市。兵庫県内の話。

○柏木 剛委員 県内で結構です、はい。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 詳しいですね、すべて準拠してるかどうかというのは、ちょっとわからないんですが、他市と南あわじ市と比べても、例えば島内3市を比較しましても、人勧準拠ということでは聞いておりますし、ただし今言った、例えばボーナスの0.2カ月引き下げについてはですね、淡路市さんとか洲本市さん、淡路市さんはもともと低い率できてたもんですから、確か一般職が4.00、年間だったと思います。それを今回0.05引き下げて3.95。結果は今回の人勧にあわせたようなことになりますが、同じく0.2カ月下げますとですね、それ以下になりますので、そういった特別な措置をしたということは聞いております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これ、この減額によります、12月この条例が通ればあれですけど、それによるその22年度の会計の及ぼす総額ですね、それは幾らになります。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） これについてはちょっと準備しておきまして、申し上げますと、総合計で4,447万5,000円ということでございます。

○出田裕重委員長 柏木委員、よろしいですか。

○柏木 剛委員 それで結構です。はい。ありがとうございます。

○出田裕重委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの行政職の給料表に関連するかとは思いますが、この専門職というのか、ここの評価というのはどこになるのかと。で、技能職なりで看護師とか、あるいは有資格者についての別表があるわけですが、それ以外に専門職としての評価をしている資格なり、国家資格なりというのは、あるのかなのかということについて、説明いただければと思います。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 今のちょっと質問の趣旨がちょっと申しわけないです。もう一度ちょっと質問をですね、専門職を生かしたような給与体系があるかどうかということとございますか、はい。

南あわじ市の今、給与表の体系としましては、医師職、一般行政職、で、看護職、で、技能労務職という4つの4本立てでいっておりますので、今言ったような資格としましては、例えば看護師資格を持っている方については、例えば訪問看護ステーションなり診療所の看護師さんについては、看護職というような給与表に当てて今勤務していただいておりますし、医師職は3名いらっしゃって、当然その医師免許を持っておられると。で、一般行政職は、保健師とか保育士もその一般行政職に含まれております。で、技能の方々については、いわゆる現業職の方々の対応する給与表ということで、現在4本立てで運用をしております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 看護職については、例えば准看護婦と看護師、保健師というのは若干違うと思うんですね。それは同等に扱ってるわけですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 准看と例えば看護師、正看というかですね、の方については、もちろん採用した時点での格付は違います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 保健師は。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 保健師は、いえ、保健師は1本でございます。格付は保健師免許ということで、一般行政職と同じく取り扱っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 保健師は、一般、保健師は一般行政職の扱いするんですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） はい、そのとおりでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 保健師というのは、看護師の上にさらに2年間なりの勉強をして、それで得られるものですね、国家試験があつて。それは一般行政職という扱いにするのはどういう理由からですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） きちんとした根拠はないんですが、保健師といえども業務的には健康関係の事務を取り扱っていただくということで、確かに今言われた看護師の資格なり保健師の資格ということで、大変難しい試験を突破された優秀な方々でございますが、現在の南あわじ市の制度上では、一般行政職に格付をさせていただいております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 合併のときにですね、そのいろいろ専門性を生かした人材を確保したり、あるいはそれを生かした仕事ができるということが、合併のときの一つの目玉というか、セールスポイントであつたように思うんですが、それがどのようにこう、給与体系なり、あるいは処遇なりでされてるのか。またそういう専門的な能力、技術を持った方々をどのように採用していつているのか、そのあたりはどんな考えでこの進めてこられたのかお尋ねしたいのですが。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 特に今保健師の関係について申し上げますと、保健師制度そのものといいますか、市が保健師というのを採用しだした当時、そういう保健部門での専門性という部分で、国全体が健康という部分をしっかりととらまえた形で、行政運用をしていくところから採用をしていく形をとったわけですがけれども、今、県、また国におきましても、そういう専門性の資格を持った方々が政策形成能力も持つ、そしてそういったもの生かしきってやっていけるような、そんな形をとっていこうというふうなことから、行政の部分での仕事もしていただくというふうなところ辺が、もう一般的になっておるといようなこともありますし、現に健康課等における課長等につきましても、行政職の中で課長としての仕事をしていただいているようなこともございます。そういった意味から、確かに専門性を持った、しかも先ほど蛭子委員おっしゃっておられますように、看護師の資格も持ち、かつまた保健師の勉強もされてということで、それらの専門的な仕事能力も持ち、かつその行政職としての仕事もしていただいているというふうなところ辺で、今、本市のみならず、全国的にもそういった形でやっていただいているというところ辺が多いというのが現状でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 また一般質問でやらせていただきます。

○出田裕重委員長 ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 ラスパイレスなんですけども、合併時と今とは数字はどないかわって
きてますか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 本市のラスパイレス指数につきましては、平成17年度が94.9、18年度が94.5、19年度が95.2、で、平成20年度が96.2、で、平成21年度が96.4というような数字でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ先ほどの谷口議員とは逆の話なつとるけれども、この上がってる要因というのは、端的に何ですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 上がっているということにつきましては、わずか、例えば平成20年度と平成21年度が0.2パーセントでございます。で、これについては、なかなかその分析が難しく、ラスパイレスの構造上、国の職員数で、本市のですね、給与体系を表してるようなところもございますが、そうですね、大卒、高卒、中卒というような分類もする中で、大卒の部分がですね、若干低くて、高卒の部分がその比較しますと、100には満たないんですけども、かなりその98から99に当たってるということで、その大卒の部分と高卒の部分で、その年齢構成の、これもちょっとはっきりとは言えないんですけども、年齢構成上のその年齢層が移動することによってですね、高い層が集まったり低い層が集中すると、そういう数値が出てくるものと考えときます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ほんまに僕ようわからへんねんけどな、逆に合併時のときは94.9やった。今がもう96.4なってるの。単純に言うたら、職員の数どんどん減ってきてるのに上がってきてるいうたら、端的にみたら、いわゆる管理職のいわゆる職員が多くなったからこないなってきたんかなという単純にそない思ってるんですけども、その見かたいうのはどない思われます。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただ管理職の層が多くなっても、管理職の層は平成18年度から全く給料上がっておりませんので、そのところは逆に低くなっております。

で、そのラスパイレスのほんとの要因については、毎年、ことしも算定をして、これはまだ公表できないんですけど、若干上がっております。で、他市の状況を見てもですね、合併当初、例えば合併した市町のほうを見てましても、同じようなラスパイレス指数の推移をしております。で、今県下が平成21年度、私ども96.4と申し上げましたが、県下の水準が98.5なんですよ。で、類似団体の丹波市を見ても96.2ぐらいですね。

ですから、それで比較して、我々が適正かどうかちゅうのはなかなか判断しづらいんですが、高くはないと。逆に市の水準からすれば、低いほうから数えたほうが早いというような状況でございますんでね、その本市だけの状況を見て、その上がってきた要因が給

与カーブを下げてるのにもかかわらず上がってきてるというのが、若干国のほうが、比較する国のほうがですね、低くなってきたというようなこともね、考えられるんじゃないかと思うんですけども。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 最後、最後なんですけども、いわゆる国のほうで若干下がってきているから、その逆転現象が起きつつあるということなんですけども、いわゆる国のほうが下げてきた、国のほうのやつを遵守していくのに何で上がるのかなという疑問が、またわいてくるんですけどね。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ラスパイレスの問題については、毎年県のほうに報告もして、それで原因もね、申し上げてるんですけども、その中でも要因がかなりこう、分散した中で、例えば若年層の昇格運用を一つかえただけでもですね、その部分が上がってラスパイレスを引き上げる要因にもなってきますんで、もうちょっと正確な分析もしていきたいと考えております。

○出田裕重委員長 ほかに。

はい、阿部議長。

○阿部計一議長 すんません。これは谷口議員は長年公務員をされとったので、当然公務員に対して優しい質問が出るの当然かと思えます。私は全く逆でございまして、一般質問でもちょっとお聞きしたいことがあるんですが、今回の議会報告会でも今、北村議員が言われてましたが、やはりそのラスパイレスの上がっている原因というのは、やっぱり次長、部長という役職がふえたというようなことで、そういう報告会でもそういう合併で人数がふえたんやから、何か役をつけらなしゃーないからそんなふうになつとんのちゃうかというような御批判が非常に多かったです。

それで、お聞きしたいんですが、例えば東京の葛飾、これも一般質問でお聞きしましたけども、葛飾区なんか人口45、6万で、管理職ちゅうのはね、係長、課長、部長、もう3つなんです。そういう明確な形をとっておるんですね。それで、うちの場合は次長については、早期に検討するちゅうようなことを言ってましたが、まずその点からちょっと次長職ちゅうのはいつまで続けるんですか。ちょっとお聞きしたいんですけども。次長職。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） お話はよくわかります。私ももう課題だというふうには、もう常々思っております。定員適正化計画で500人にするという、そういうときになったときには、今のままで職階制も含めてやれるかどうかという、とてもそうではないというふうに思っております。職員数に比較して管理職の多さも、もう他市に比較して多いということも十分に認識をいたしております。今後、職員の減少とともにそこらあたりについても、是正をしていかなければならぬというふうに思っております。

これもいろいろと議論になっておるわけなんです、今のような形の5つの庁舎でやっぱり人事管理をしていくということになってきますと、やはり管理職の数がどうしても必要になってきます。したがって、これが一つに、庁舎が一つになったときには、すっきりとした、すんなりとしたような、その組織体制というものもあってしかるべきだというふうに思っておりますので、できるだけ簡素な管理職体制もつくっていかねばいかんのではないかなというふうには思っております。

○出田裕重委員長 はい、阿部議長。

○阿部計一議長 もう一点だけ、これも一般質問で前お尋ねしました。勤勉手当等のことで、これは尼崎市で市民運動家からの訴訟があって、勤勉手当をボーナスに影響させることは違法ではないかと。17億円の市に対する返還訴訟があって、その当時は、判決はそういう評価システムを今、市が考慮中であるので違法でないという判定が出たんです。それで、今後その評価システムを導入しないで勤勉手当をそういうふうにするのは、違法性の可能性がある。これは判決で出てます。

そこでお尋ねしたいんですが、うちの場合は来年度ですか、本格的に導入をされるんですか、その点どうですか。ほんで、されない場合は、例えばそういう判決の結果、違法性があるところいわれてるんでね、その点どうですか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま御指摘ありました件でございますが、人事評価制度については、今現在、管理職については現在というか平成22年度に本格実施ということと、一般職については今年度は試行ということで、来年度以降もその状況を見ながら本格実施に向け取り組むということでございます。で、ただいま御指摘があったような、要は評価をせずに勤勉手当を支給するのはいかなるものかというようなことであったと思いま

す。それについては、十分承知した上で今後鋭意に取り組んでいきたいと思っております。

○出田裕重委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 そんなんでね、私は勤勉手当をやめとかそんなこと言ってないんで、やはりできる職員にはそらどんどん出したるのもいいし、とんでもない職員もおられるわけですから、そういう人はやっぱり評価をしてね、やらないと。

はっきりいって今のね、南あわじ市の皆、その企業は物すごい、私も小さい会社やりますけどね、ほんまに給料払うの精いっぱい、ちょいちょい離職した人がね、雇ってくれへんかとか来るんですけども、なかなかもう一たん離れると就職できないと。かなりやはりその公務員さんそら当然お仕事をして給料をいただいておりますねんから、当然やと思うんですが、やはり民間との格差というのはかなりあります。

そういうようなことで、十分、例えばそういうふうな形で、訴訟問題で判決の結果、導入をしないで支払うことは違法、違法性の可能性があるというような判定が出てますんでね、南あわじ市の場合、そういう違法にならないような形で、やっぱりやっていただくようお願いして終わります。答えは結構です。

○出田裕重委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

議案第77号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
お諮りいたします。

本会議における委員長報告については、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長　　はい、そのような声がありますので、委員長、副委員長でまとめさせていただきます。

先ほど、柏木委員の質問で、資料の請求、僕勝手にしてしまったんですけど、今さっき答弁もありましたし、結構ですか。じゃあええということでなしにします。

以上で、第36回定例会において当委員会に付託された2議案の審査が終了いたしました。

その他付託されている議案については、13日の総務委員会で審査をいたします。

それでは閉会いたします。

最後に熊田副委員長からのごあいさつ、閉会のごあいさつよろしく申し上げます。

○熊田 司副委員長　　本日は大変10時からの審議ということで、執行部の方にも出席いただいてありがとうございました。

この場をかりまして、前任の柏木副委員長はどちらかといいますと非常に穏健派でございまして、穏やかな雰囲気の中でできたかもわかりませんが、今回、副委員長としての職務を真剣に、また柏木前副委員長のように、またできるだけ落ちついて運営できるように、また出田委員長を支えるように頑張ってまいりますので、執行部の皆さんにおかれましても、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、本日は以上をもちまして総務委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(閉会 午前10時53分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年11月26日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出田 裕 重